

平成25年 12月 定例会(第4回)
—12月11日—議案質疑—06号

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「5番」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 3点伺いたいと思います。

第三庁舎でございますが、先ほど話にも出ましたが、職員用の庁舎というような位置づけで審議会にかけることなく建設できるのだと、こういう趣旨で今まで検討が進められてきたかと思いますが、その具体的な使い方、会議室が4階、5階にあるのはわかりましたが、残りの執務スペースはどのような部所でどのような利用を考えられているのか、教えてください。

それから、2点目ですが、金額、総額20億程度というような当初のお話だったかと思いますが、現実には建設費が10億そこそこ、この後ろの議案の給排水等の金額を合わせても12億ぐらいに済んでおりますが、このような価格になった経過でございませぬ。入札という以前に見積もりの段階でどうだったのかも含めて教えていただきたいと思えます。

それから、3点目に、市役所というのは職員用という考え方もあるのですが、市民のものでございまして、市民の財産として景観上もすばらしいものが必要だと思っておりますが、この第三庁舎はその景観上の配慮から越谷のその象徴する土地に市役所建っていると思えますので、そういった景観上の配慮、検討がこれまでなされたのかどうか、その経緯がありましたら教えてください。以上でございます。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問については、総務部長から答弁申し上げますが、3点目の第三庁舎の使用につきましては、職員のためだけではございませんから、市民の業務を執行する庁舎でございますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○金井直樹議長 次に、総務部長。
〔青山雅彦総務部長登壇〕

◎青山雅彦総務部長 まず、1点目の具体的な個々の課などの配置の計画でございますけれども、これにつきましては、一般質問でも市長のほうからお答えをさせていただきましたが、庁舎全体の使い方というものも検討していくということでございまして、そういう中で使い方については、どのような課を配置していくかということについては、個々いろんなセクションの人たちと協議をしながら、具体的には今後決めてまいりたいというふうに考えております。

それから、費用の関係でございましたけれども、当初20億円程度というふうにご説明をした経過もございまして、これは実際にその段階ではまだ実施設計ができていないという段階でのおおよその見積もりということでございました。その後、実施設計が終わりましたので、今回予定価格を決めさせていただき、入札を執行したということでございます。

今回の議案としてご提案をさせていただいておりますのは、議案としては建築工事10億1,628万円、それから電気設備工事2億何億ということ、議案としては2本の議案になるわけですが、そのほか26年度も含めると、いろんな備品の関係でありますとか、いろんなものが入ってまいります、全体としては26年度は今後予算の要求から始まるわけですが、25年度の執行済額と26年度の予算要求額、これらを足しますと、およそ18億円程度になるのではないかと見込んでおりますので、20億円との乖離分というのがございまして、これは実施設計前と後ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、景観上の配慮ということにつきましては、実際にその景観ということに特別配慮をしたわけではございませんが、ただ建築をするに当たって、日照の関係がございまして、高さ制限等については近隣の方々への配慮というものは十分させていただきました。以上です。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「議長」と言う) 5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) ご答弁ありがとうございました。

今市長のほうから一言ありました点で、職員用ということではなく、市民用でもあると、こうお答えされたかと思うのですが、そういたしますと、本庁舎整備審議会というのがございまして、あちらのほうは審議会にかけて、市民の声も聞いていると。ところが、第三庁舎については、恐らく当初の理屈ではそこまでの必要性はないということで、審議会にかけずにこれまで事務を進めていたかと思うのですが、その違いですね。市長のお口から今出た言葉ですので、どういうふうに認識されているのか教えてください。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

この第三庁舎の建設につきましては、昨年の9月でしたか、6月かな、提案したときに、その必要性についてはご説明を申し上げまして、そしてお認めをいただいて、予算等についてもまたお認めをいただきまして進めておるものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○金井直樹議長 第117号議案について質疑に入ります。
質疑はありませんか。(5番 大野保司議員「5番」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 指定管理者の指定について質疑させていただきます。

指定管理者制度というのは、公務員というか、役所だけで行わせていると非効率になってしまうということに関しまして、ほかの団体、幾つかの中から団体を指定して、効率的に業務を行っていただくというような制度趣旨を踏まえて、日本なりにつくられた制度というふうに私は認識しているところでございますが、その中で本件指定管理者の指定につきましては、3カ所の老人福祉センターについて社会福祉協議会に決定しております。その制度趣旨を踏まえると、幾つかの比較検討があつて、最も効率的なのが社会福祉協議会であるという、こういうような検討がなされてこの結論に至ったのではないかと推察するわけでございますが、議会の場でその点につきまして確認させていただければと思います。

1点目は、この指定管理者指定の手續、それから社会福祉協議会を指定しました理由ですね、それから他社との比較検討がなされているのではないかとと思うのですけれども、その検討の状況につきまして、以上3点質疑させていただきます。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましては、福祉部長から答弁申し上げます。

○金井直樹議長 次に、福祉部長。
〔鈴木俊昭福祉部長登壇〕

◎鈴木俊昭福祉部長 ご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の指定管理の手続きでございますが、まず本年5月23日に選定委員会におきます福祉部、さらには教育総務部の合同部会におきまして、募集要項案等の策定について協議を行い、その案につきまして選定委員会に公募か随意指定か、さらに指定期間の検討について付議をいたしまして、その後市長決裁をいただき、その後7月の16日、外部委員になります選定審査会へ意見照会を行いました。意見照会の後、選定委員会、定例庁議の中で7月23日、募集公募によって指定期間5年という形での手続きの議を経ました。その後、8月1日から30日までの間、募集要項の配付を行い、同8月1日から8月23日までいろいろ参加についての意欲のある方の質問事項の受付期間といたしました。その後、8月16日、現地説明会の申し込みを受けまして、21日に現地説明会を実施いたしました。その後、8月1日から8月30日までの申請書の受け付けを行ったところでございますが、申請があったのは1社、社会福祉協議会のみでございます。その後、10月21日に指定管理者の候補者の選定、さらには10月の28日に指定管理者の候補者の選定結果を通知いたしまして、今回の議会の議決をいただくために提案をしたところでございます。

以上がこれまでの手続きについてでございます。また、社会福祉協議会の1社ということでの選定でございますので、本件について公募で実施をしたところでございますが、今回につきましては、募集要項の受け取り、さらには応募という部分については、社会福祉協議会1社ということでございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) ご答弁ありがとうございました。今ご説明いただいたとおり、公募したのだけれども、1社しか来なかったと。そうすると、本来競争していただくというためには、その公募の条件というのを本来であればもっと工夫していただくようなことがあるのではないかなと思うわけですが、意欲があるところに8月1日から23日まで募集ということで、事前にご相談があったのかと思うのですが、その中でどのようなやりとりがあって、何社があったのだけれども、断念されたと思うのですが、そういった経過もしくはその断念されるに至った理由、わかる範囲で構いませんので、教えていただければと思います。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましても、福祉部長から答弁申し上げます。

○金井直樹議長 次に、福祉部長。
〔鈴木俊昭福祉部長登壇〕

◎鈴木俊昭福祉部長 お答え申し上げます。

今回につきましては、いわゆる募集期間につきまして、私どものほうに募集要項を受け取りに来たのが社会福祉協議会 1社ということでございますので、他の団体におきますいわゆる募集をかけました市の広報並びにホームページ等の中でご判断の中での判断、断念されたのかどうかにつきましては、私どもではわからないというような状況でございます。以上でございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○金井直樹議長 第126号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。(5番 大野保司議員「議長」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) こちらの126号議案につきましても指定管理者の指定ということでございますが、市民プールにもかかわらず、社会福祉協議会が指定されているのですね。先ほどの話でいえば、プールの管理でございますので、ほかにもいろいろやれそうところが手を挙げてよさそうな気がするわけですが、募集の応札に応じたところがほかにあったのかどうかということと、募集の条件、どのような条件で募集なされたのか、質疑させていただきます。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましては、教育長から答弁申し上げます。

○金井直樹議長 次に、教育長。
〔吉田 茂教育長登壇〕

◎吉田茂教育長 ただいまのご質問に関しましては、教育総務部長よりお答えをいたします。

○金井直樹議長 次に、教育総務部長。
〔横川 清教育総務部長登壇〕

◎横川清教育総務部長 それでは、お答えをいたします。

まず、1点目の募集に応じた業者ほかにあったのかということでございますけれども、このたびの公募で応募してきたものは、社会福祉協議会 1社のみでございました。

それから、2点目の公募のときの条件でございますけれども、これは募集要項の中で応募の資格ということで提示をさせていただいております、指定管理者に応募しようとするものにつきましては、社会福祉法に規定する社会福祉事業を3年以上引き続き営む法人、その他の団体であって、次のいずれにも該当しない法人と。次のいずれにも該当しない法人といえますのは、例えば一般競争入札に参加することができない業者を除くですとか、それから市から指名停止処分を受けている法人等とか、幾つか条件ございますけれども、ほかの指定管理者制度を適用している、採用している施設と比較をして、今回の老人福祉センター、さらには市民プール、こちら一体的に公募かけましたが、応募の資格で違いますのは、先ほど申し上げました社会福祉法に規定する社会福祉事業を3年以上引き続き営む法人、その他の団体、この部分がほかの公募の募集の応募の資格と違うところでございます。これは、老人福祉センター、さらには市民プール、特にゆりのき荘につきましては、市民プールとの複合施設、それからほかの2館、けやき荘、くすのき荘につきましては、老人福祉センターの特殊性、その施設の性格に応じてこのような応募の資格について提示をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「はい、議長」と言う)

5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 今のご答弁の中でありました。これプールなのですね、プール。プールなのでございますが、条件の頭に社会福祉法人として3年以上経験があると、こういうような条件がつけられているということでございますが、老人福祉施設であれば非常にわかるのですけれども、このプールに社会福祉法人であるというような条件がつけました理由はこういったことでございましょうか。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
(高橋 努市長登壇)

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましても、教育長から答弁申し上げます。

○金井直樹議長 次に、教育長。
(吉田 茂教育長登壇)

◎吉田茂教育長 ゆりのき荘と市民プールを加えての管理ということでのお尋ねだと思いますが、ゆりのき荘と市民プールは当初より複合的な施設として建てられた施設でございますことから、基本的には一元的に管理することとしておりますが、このことの詳細なことにつきましては、教育総務部長よりお答えをいたします。

○金井直樹議長 次に、教育総務部長。
〔横川 清教育総務部長登壇〕

◎横川清教育総務部長 それでは、お答えをいたします。

ゆりのき荘と市民プール、これは先ほど申し上げましたように、複合施設でございます。特にゆりのき荘につきましては、老人福祉センターという性格のものでございます。構造的にもその入り口が、例えば正面に1カ所しかないですとか、管理区域明確に区分することは大変難しいと、こういう施設上の問題もあり、またソフト面でも例えば管理面になりますけれども、警備関係ですとか、設備の維持管理、給排水等、これらも一体管理のほうが望ましいということ。市民プールが併設をされているということでございますけれども、これは市民プールは温水プールでございます。温水についてはゆりのき荘の風呂ですとか、こちらと東埼玉資源環境組合のほうから供給されていると、こういった性格もございまして。

特に今言った老人福祉センターという施設であるということから、先ほど申し上げました条件を付してございます。現実的には業務の募集要項のそのどういう業務をやっていたかといったことは、これを仕様書のほうにも定めておりまして、そちらのほうで市民プールの管理業務を行っていただく上での注意点ですとか、そういったものも示させていただいているところでございます。以上でございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 今のご答弁ですと、ゆりのき荘と一体であるがために社会福祉法人だよという理由でございしますが、そうであれば議案も一体であれば非常にわかりやすかったのかと思うわけですが、そうしますと、その1社しか指定されていない場合は、その費用は競争にならないのではないかと思います。これはどうなるのでしょうか。

○金井直樹議長 市長の答弁を求めます。
〔高橋 努市長登壇〕

◎高橋努市長 ただいまのご質問につきましても、教育長から答弁申し上げます。

○金井直樹議長 次に、教育長。
〔吉田 茂教育長登壇〕

◎吉田茂教育長 ただいまのご質問に関しましては、教育総務部長よりお答えをいたします。

○金井直樹議長 次に、教育総務部長。
〔横川 清教育総務部長登壇〕

◎横川清教育総務部長 それでは、お答えをいたします。

結果的に公募をかけて1社しか応募しなかったのが、費用が競争にならないのではないかというお尋ねでございますけれども、結果論でございます。いろいろな条件は付して公募という手続を経て所定の手続を進めておりますが、まずはこれまでの状況ですとか踏まえまして、市のほうでも私どものほうでも予算を組み上げてまいります。その上でさらに業務のこういう業務を受けていただけますかということで条件を付したものの、手を挙げてきたのが1社だったということでございますので、比較にならないというよりも、これは1社しか応募がなかったという結果論でございますので、もし仮に2社が応募をしたとすれば、これは当然競争になったということになりますので、結果論としてのその競争にならなかったといえますか、1社しかなかったという事実を受けとめるしかないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○金井直樹議長 ほかに質疑はありませんか。(5番 大野保司議員「はい、5番」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 大分長々と続いているところでございますが、反省を求める決議という、なかなか見たことがない決議でございますので、正確に内容を理解したいという観点から幾つか質問をさせていただきたいな、質疑をさせていただきたいなと思っております。

初めに申し上げますが、私ども保守無所属という会派は、基本的には自由民主党の立場に属しております。本件の前提となりました特定秘密保護法案については賛成でございます。むしろ現在当面する大きな国家的危機です。尖閣諸島の中国とのトラブルということに関しては、いち早く国で審議されているように、日本版NSCをつくっていただいて、しっかりと同盟国と協議をしていただいて、本来の日本の安全に資すると。そのためには、本音で議論するために特定の秘密は守らなければならないと、こういう立場でございますので、この法案については成立を歓迎するところでございます。

また、問題となりました知る権利との調整、これは確かに問題があったかと思いますが、公明党さん等の意見を入れまして、現行の法令になりまして、総理大臣も反省という姿勢を示しながら、今後施行に向けてさらに国民の意見を吸収していくというお考えだと考えております。そのような立場から、法案についてはこちらのほうでは賛否の問題ではないとはっきり言われておりますが、そういった立場から見て、ではこの決議はどうかということ、文言の内容、さらに正確を期するために質疑をさせていただきたいと思っております。

これまでもる質疑をされておりましたので、その点でわかったこととわからないことがありますので、それを並べながら言っていきたいと思っておりますが、反省を求める決議というのは、これは懲罰ではなくて、単に意見の提出ということで、その後の効果についても特に姿勢を見つめていきたいと、こういうようなお話だったかと思っております。その後に出てきて気になる話としては、皆様がお使いになる越谷の市議会では伝統のようにきつと言われていたのだと思っておりますが、緊急性、いわゆる急施に当たるか否かという、ここがスタートラインで一番問題になったかと思うのですが、その急施という言葉、緊急性と置きかえているのかもしれませんが、市議会ですっと多用されてきたということから、きつと諸先輩方にはその思いと根拠、どんな状況で急施というのを使うのかというのが思い当たる節があるのではないかなと思っておりますので、まずその急施に当たると、急施とはどういうことなのか、教えていただければと思っております。

次に、不当ということについて、ずっと問題になっておりまして、これも今までの議論で、これまでさんざん辻議員には弁明、いろいろ理解を求める機会をつくっていたけれども、最終的にこの不当という言葉については、言いかえとか、もう少し適切な表現に直すというようなことについて求めたにもかかわらず、何ら直すというような状況は見られなかったということでございましたが、その不当という内容について、正当、妥当でないと、こういうふうに言われているわけですがけれども、では仮にこれまでの議論に出てきたように、地方自治法99条の意見書提出というような法令の問題について、違法ではないのですが、そのことを認めていただけないというのは不当ではないかと、こういうような趣旨でお話されているのではないかなと思っておりますが、そういった場合の不当という使い方については、どのようにお考えになるのか、2つ目です。

それから、3つ目に、こちらの決議の下のほうに行きますと、問題になっているところとしては、市議会の申し合わせ事項の中で、「客観的事実に基づき、まぎらわしい発言や行動」と、「客観的事実に基づき、市民に誤解を与えない」と、こういうような言葉が出てくるわけですが、客観的事実というのは、この場合何を想定されているのか。客観的事実に基づいて意見を表明すれば、それはどなたが言っても、立場の違いはあっても、主観的な意見になるというふうに考えますが、その認識で客観的事実は何であって、その先に出てきた意見というのは、客観的な事実に基づいた客観的な意見と

というのは、なかなか学者ではない限り難しいとは思いますが、その点についてどのようにお考えになるのか。

それから、この本文の最後に、「従って、辻浩司議員の言動は、これまでの議会の先輩、先人の歴史、権威を踏みにじるような行為」と、こういうふうに書いてございますが、その歴史、特に権威を踏みにじるという言い方をされていますので、その権威というのは一体どのようなことを指されるのか。以上、ちょっと雑駁になりましたが、決議の内容を理解する上でお答えいただければと思います。

○金井直樹議長 提出者の答弁を求めます。

30番 野口議員。

〔30番 野口佳司議員登壇〕

◎30番（野口佳司議員） それでは、大野議員さんの質疑に対し答弁を申し上げたいと思います。

まず、るる大野議員さんは、当初質疑の中でお話をされておりました中身の話、これはもう冒頭からのスタートからお聞きになっていればおわかりになると思いますが、私どもは、中身の議論をしているのではなくて、手続上の問題に疑義があるというところから始まったわけございまして、当然私ども自由民主党市民クラブ、自民党員でございます。そういう中で、この法案については当然賛成をいたしておるわけございしますので、そういう中身の議論はこれまでしておりませんので、そこはご理解をいただきたいと思います。

それと、急施の状況というお話でございますが、何が急施に当たって、何が急施に当たらないのかという、これは先ほど冒頭佐々木議員さんの質疑の中でもございました。緊急性の意義についての認識ということでお答えを申し上げたとおりでございます。しかしながら、大野議員さん、先ほどの佐々木議員さんの質疑に対しまして私の答弁をもしお聞きになれなかったというところがあったとすれば、再度答弁を申し上げますが、それでは答弁を申し上げます。

緊急性の意義についての認識でございますが、これは私は一定の時間的なものとか、内容的なものとか、いろいろ総合的判断でその議会運営委員会が判断されたことをしっかりと尊重する意味で、その急施に当たるや否や、緊急性があるや否や、その部分については議会運営委員会で議論しているわけですから、最大限私は尊重していきたいと、こういうことでこれまでどおりの答弁に終始をしますが、ぜひそのところではご理解をいただきたいと思います。

それと、客観的事実と、こういうことですが、客観的事実というのは、先ほども申し上げました。自分の主観を述べるのではなく、自分が言っていることが正しいと思っても、第三者がそのとおりだねと、言っていることに間違いはないねと、これが私は客観的事実なのです。ありのままなのです。それが客観的事実ですよ。

つまり自分だけの考えにとらわれなくて、外部から公平に見て、考えて、そこに共有できるもの、これが客観的事実、こういう捉え方で私はおりますので、前にも後にも私の思いは変わりません。ぜひご理解を賜りたいと思います。

それと、もう一点ございましたですね。議案提案させていただいた「この度の辻浩司議員の言動は、これまでの議会の先輩、先人の歴史、権威を踏みにじるような行為と言わざるを得ない」、権威とは何でしょうと、こういう質問かなと。権威とは権威です。つまり、いいですか、私がここで申し上げるまでもないですよ。議会、議会人として、公人としてこれまでの過去の歴史をしっかりと踏襲しながら、公人として市民から選ばれたのです。それなりの言動も行動も責任を持って行うこと、それが皆さんが認めていただけるこれまでの先人の人たちの思い、それを踏襲してきた、これが越谷市議会の一つの権威、権能、そういうものをしっかりと遵守しようではないかというところから、そこに反省を求める決議にこの文言が入ったのは、そういう意味で歴史や権威を踏みにじるような行為と言わざるを得ない。

つまりもっと端的に言えば、議会運営委員会の委員として、果たしてこれまでの代表者会の申し合わせ事項もそう、議会運営委員会のルールも含めて、しっかりと決められているルールを遵守した中でお互いに言動、行動、激論を交わしましょうということしていくわけです。そこで、民主主義のルールもしっかりと担保されてくるもの、これが議会制民主主義の基本であると思っておりますので、ぜひ大野議員さんは自民党の党员ですということをお名前を先ほど名乗っておられましたので、十分私ども自民党の党员である私も、私の言っていることにご理解をいただけるのかなというふうな気持ちで私の答弁を終わらせていただきたいと思います。以上でございます。

○金井直樹議長　ほかに質疑はありませんか。(5番　大野保司議員「はい」と言う)
5番　大野議員。

◆5番(大野保司議員)　ご答弁ありがとうございました。

まず、急施に当たるか否かというのは、緊急性と同義というふうに使われているかもしれないのですが、何か変わった言葉だなと思ひまして、私も実は事務局にこの話題が出たときに、皆さん、急施、急施と、こうおっしゃっているので、どういう経過でこんな言葉が出てきたのでしょうかと尋ねたのです。そうしますと、調べてくれた方が、いろいろ調べたのですが、よくわからないというお答えだったのです。

でも、この文章の中には2カ所出てきまして、しかも緊急性を言いかえているわけですから、非常に重要な言葉なのかなと思って、私なりに調べてみたのですが、少しわかりまして、これ実は専決処分という自治法で重要な手続があるのですが、それから出てきている言葉のようなのです。

明治21年、市政においては、市長は急施を要する場合で市で参事会を招集する暇がないときは、市参事会、執行機関の事務を専決処分することができることとされた。つまり急施という言葉は、議会で議決、今なりの形で直してみますと、議会で議決する暇がない、議会を招集する暇がないときは、執行機関の判断で事務を執行することができるという場合に使うお言葉なのですね。

そうしますと、この決議文の中で、急施に当たるか否かと皆さん使われていたようなのですが、もし私の調べが正しければ、これをここに残しておくのは、同じ緊急性なのかもしれないのですが、急に施すほうでございまして、急に決めるほうではないのですね。そういったことで、言葉として適当かなというふうにちょっと思うものですから、再度ご見解を伺いたいと思います。

それから、客観的事実ということで、ご答弁いただいた話ですと、客観的な事実というのは、誰から見ても、自分の意見とは違って誰から見ても正しいと思われるようなものが客観的事実だということで説明されたかと思いますが、そのような場合は例えば数学の方程式とか、真理の追求とか、そういうものは恐らく客観的な事実だと思うのですけれども、今回で言えば議事録に残っている内容とか、議運で決定したけれども、不一致だったというふうな議決事項、これは文字で残っているから誰が見ても明らかで客観的事実ですが、それに基づいて意見を述べれば、やはり意見という形では何がしかは主観的なものが入ってくるのかなと、こういうふうに思うわけです。

ただし、先ほどから議論になっていますように、越谷市の申し合わせでは、市民に誤解を与えないとか紛らわしい発言はよろしくないということで、こちら言葉は簡単なのですけれども、市民に誤解を与えないといった場合は、いろいろ説明もありましたが、1人、2人の市民からお電話をいただいた場合も、これは誤解を与えたことになってしまう可能性もあるぐらい、非常に拡大解釈の余地が広いルールなのかなというふうに思うのですが、その場合に一方で市民からの反応が、こういったことを言った場合、自分の意見を言った場合に、1人、2人ありました。ただ、言ったほうの側としては、普通の気持ちではないのですよと。とつても市民100人分ぐらい不満に思っていたと、これは主観的な話で、ある人から見ればそんなの全然不満に値しないというようなことなのかもしれませんが、言った当人はそういう1人、2人、3人、4人からのご批判、その背景には100人いるのかもしれないけれども、その倍する思いで物を言った場合、これは客観的な事実に基づいてはいても、市民に誤解を与えたり、紛らわしい発言になったりするというふうな認識なのかどうか、確認したいと思っています。

それから、権威ということだったのですが、権威という言葉については、特に何かご説明がなかったような気がしますので、改めて権威を踏みにじると、議会の権威を踏みにじるといった場合には、その権威というのは何を指しているのか、改めて教えていただければと思います。ということで、急施とその客観的事実を踏まえたその発言はどう思うのかということと権威ということ、3点再質問します。

○金井直樹議長 提出者の答弁を求めます。

30番 野口議員。

〔30番 野口佳司議員登壇〕

◎30番（野口佳司議員） それでは、大野議員さんの再度の質疑にお答えを申し上げます。

急施のこの言葉、なかなかなじみづらいというお話でございますが、その急施という状況を何とか言葉尻、もう少しわかりやすくないものなのかと。今後も私ども提出者のほうとしての考えはどうかという、こういうご指摘かなと思うのですが、これまで急施という状況は、先ほど大野議員さん説明されたとおり、執行機関が急に議会を招集するいとまがないと、だから専決処分をしたいという形の中での急施という一つの要因として出されたことも十分周知をいたしております。しかし、この言葉尻というのは、やはり急に施すという言葉ですが、こういう言葉を今後なかなかなじみづらいか、そういう形の中で我々が変えていくこともそれは選択肢の一つかもしれません。しかし、やはり今まで長い歴史の中でこの言葉の重み、これはしっかりと尊重されていくべきものであろうというところで、私はこの急施の言葉そのものに対して、今後扱いについてどうのこうのと私が述べるまでもなく、やっぱり尊重すべきものは尊重する。

一方では、言葉尻を捉えてしまうと、一つの意味合いが一つだけとあればはっきりしてしまうわけです。多少曖昧とは申しませんが、いろいろなそういう考え方ができるのかなというところの一つの選択肢も残されているようなところが客観的事実の言葉の中にもあるのかなというところもあるかと思います。

しかしながら、先ほど客観的事実についての再度の質疑があったわけですが、外部から公平によるその様子ということで、何人だったら、1人、2人だったら、あるいは100人だったらとか、そういうことではないわけです。それは、ご自身がどう判断するのか。これは何人だからそれは客観的事実、対象者が、他人という形の中で自分以外の人何人だから、そういう限定づけはないものであるし、当然大野議員さんもその辺のところは常識の範囲でわかっておられるものだろうというふうに理解をいたしております。

今さらながら、またその客観的事実を説明するまでもないと思います。あくまでも自分を除いて外から公平に見る、考える様子、これがその客観的事実。そこに皆さんが

どのように思うか、これはそれぞれまちまちかもしれません。しかしながら、誰が見ても、ああ、これは客観的事実だよ、そういう類いはいっぱいあると思います。十分これまでの人生経験の中で認識されているものというふうに理解をいたしております。

そして、権威というところでございますが、これはやはりこれまで越谷市議会、しっかりとルールつくられて、一部改正され、そしてその時々しっかりと議論した形の中で合議体としてのこの議会の状況が存続されておるわけでございます。そういうところで、いろいろと越谷市議会議員という、今32名で構成されております。越谷市議会議員としての品位も品格も、そしてしっかりと勉強しよう、お互いにみんなで新たなルールづくりをしよう、改革をしよう、これも一つの大きな権威として残るのではないのでしょうか。そういうために、みんな汗をかいて努力しましょうと、こういう意味での権威というふうにご理解もいただければありがたいのかなと、そういうことでお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

○金井直樹議長 ほかに質疑ありませんか。(5番 大野保司議員「はい」と言う)
5番 大野議員。

◆5番(大野保司議員) 特に今のご答弁の中でいうと、客観的事実に基づく意見を言った場合に、これは主観的な要素は抜けませんねと。ただ、市民に誤解を与えないと、紛らわしい発言にならないようにするというようなはかりがあつて、それはこちらに思いがあつて、客観的な事実を踏まえてはかりにかけた場合に、こちらに誤解を与えないと、こういうような話でいろいろ話が出てくると思うのです。

だから、程度の議論になってきて、それぞれの思いの強さが出てくると思うわけでございます。誰からも何も言われなければ客観的で、言われたから客観的でないのだというのは、理系の数学とか理科の世界ではあるのかもしれませんが、この議会、政治的自由を標榜する議会の中では、野口議員もおっしゃっているように、その都度都度適切に判断していかなくてはならないというふうに思います。

ただ、その今話題となっている不当という言葉も、違法か適法かと言われる法の問題でかかわれば、一線の線が引けて議論はできるわけですが、この当不当、不当の問題につきましては、やはりこれも先ほど言われた程度の問題になってしまうのではないかなと。

繰り返しになりますけれども、客観的事実に基づいて意見を言えば、主観的な要素は含まれてくると、そこに出てきた言葉が市民の反応はいろいろあろうとも、当不当、いろいろな程度の問題が生ずる可能性がある、このように私は思うわけですが、この提案者の方は客観的事実を踏まえた意見の主観性につきましては、どのように思われるのか、再度わかりやすく答えていただければと思います。

○金井直樹議長 提出者の答弁を求めます。

25番 守屋議員。

〔25番 守屋 亨議員登壇〕

◎25番（守屋亨議員） 大野議員さんにお答えしたいと思います。

客観的事実に基づく主観的な意見、これについてどんな認識かということでございますけれども、今回のその提案の中に入っている言葉が、客観的な事実は自民党・公明党が反対した、これは客観的な事実でございます。それを不当に反対をしたという表現なのですけれども、主観を述べられることについては、今までの代表者会の申し合わせにおいて、客観的事実に基づいて、紛らわしい発言はしないようにとか、あるいは市民に誤解を与えないようにという形で何度も議論をされてきたことでございます。主観を述べることもまかりならぬ、全部客観的事実によるのだと、そんな思いは毛頭ございません。

主観を述べられることについても、先ほど福田議員さんにお答えしたとおり、言論の府であり、表現の自由は認められておりますので、言っても構わないわけですが、それは何を言っても構わないということではなくて、今まで先輩たちが議論をしてきて、こういうものはやめようという形で申し合わせ事項が決められてきたわけですので、もしこれが全部認められていくのであれとなってしまうと、何のためにこういう申し合わせ事項を決めてきたのか、こういったものが無意味になってしまうのではないかと、こんな思いをしているわけですので、あくまでも主観を述べることについて否定はしておりません。その主観を述べるのが相手にどのような思いをさせたのか、それが誤解を与えるような発言であれば問題だということを取り上げているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。